

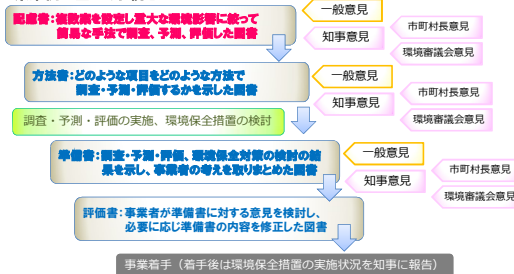
資料 2

環境影響評価制度及び事業概要等について (奈良市新クリーンセンター建設事業)

1. 環境影響評価制度

環境影響評価制度とは、事業者が、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境に及ぼす影響について、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

■県条例に基づく手続きフロー



-1-

配慮書について

配慮書手続きの要点

- ① 事業における**複数案**の設定
- ② 当該事業における**環境の保全のために配慮されるべき事項** (計画段階配慮事項)の検討

- ・ 複数案とは、「事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せて、**現実的に実施可能な案**」
- ・ 事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、**位置・規模又は配置・構造に関して複数案**から1案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うもの。
- ・ 基本的には**既存資料**により、調査、予測、評価を実施

※施設の設定、稼働に係る各影響評価項目は、準備書以降にて調査手法の検討、調査、評価を実施

-2-

(今回審議いただく内容について)

配慮書	方法書	準備書	評価書
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画 (事業目的、事業内容) ・ 複数案の設定 ・ 計画段階配慮事項の設定 (既存資料による、調査、予測、評価) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画 (事業目的、事業内容) ・ 関係法令の整理 ・ 地域の概況 (既存資料による) 自然的状況 (大気、水質等)の整理 社会的状況 (人口、産業、土地利用等)の整理 ・ 評価項目の選定 調査、予測及び評価の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果 ・ 環境保全措置 ・ 事後調査 ・ 総合評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果 ・ 環境保全措置 ・ 事後調査 ・ 総合評価
配慮書の知事意見	方法書の知事意見	準備書の知事意見	

-3-

2. 事業概要

(1) 経緯等

県北部地域でのごみ処理の広域化を視野に入れ、5市町(奈良市・大和郡山市・生駒市・平群町・斑鳩町)広域化で新クリーンセンターの建設を目指してきた。(令和3年1月現在、奈良市・大和郡山市・斑鳩町の3市町による広域化を目指している。)

本事業は、最新のごみ処理技術を導入し、安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設を実現するとともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進し、また、災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど、総合的なごみ処理施設を整備することを目的とするものである。

(2) 事業者名

奈良市

(3) 事業名

奈良市新クリーンセンター建設

(4) 事業区域

焼却施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設) 奈良市七条地区

(5) 事業面積

焼却施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設) 約5.0ha

-4-

■5市町の位置



奈良県内における5市町の位置

奈良県内における5市町(奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、斑鳩町)の位置は左図のとおり

対象事業実施想定区域は、奈良市の南部、大和郡山市との市境付近に位置する

出典:奈良県ホームページ全景地図に加筆

-5-

